

白鷹町斎場指定管理者募集要項

白鷹町は、白鷹町斎場について、白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号。以下「手続条例」という。）に基づき、次のとおり管理運営にあたる指定管理者（管理運営する団体）を募集します。

1. 施設の名称及び所在

「白鷹町斎場」 白鷹町大字菖蒲 350 番地 1

2. 施設の概要

敷地面積	6,100 m ²
延床面積	本 棟 : 1 階部分 546.48 m ² 2 階部分 36.88 m ² 合 計 583.36 m ² 靈灰室棟 : 4.00 m ²
建築面積	725.85 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造り一部二階建
棟内施設	1階 待合棟 待合ロビー、待合和室 2 部屋、受付事務室、湯沸室 TEL コーナー、トイレ 火葬棟 ホール、告別室、炉前ホール、収骨室、休憩室、残灰室、自家発電室、炉室、向流燃焼方式再燃焼炉付火葬炉、電動式台車運搬車、電動式棺運搬車 2階 機械室
駐 車 場	マイクロバス 2 台、乗用車 30 台
火 葬 炉	2 基
使用燃料	灯油

3. 管理基準

- (1)「墓地、埋葬等に関する法律」、「白鷹町斎場の設置等に関する条例」等関係法令の規定に従い管理運営を行うこと。
- (2)管理運営業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、「白鷹町個人情報保護条例」並びに同施行規則を遵守すること。

4. 業務の範囲

- (1)火葬に関する業務
- (2)斎場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3)その他町長が斎場の管理上必要と認める業務
※ 別紙「管理業務仕様書」を参照ください。

5. 指定管理者の指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6. 管理に要する経費等

予算の範囲内で支払われます。令和 8 年度から令和 12 年度までの指定期間全体の想定額は 69,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）です。また、一般管理経費（人件費 10 %相当）を含みます。

今回の募集における管理に要する経費等については、参考 1 「白鷹町斎場指定管理料算定資料」を参考とし、年間における収支計画を作成してください。

また、施設の利用状況については、参考 2 「白鷹町斎場火葬実績一覧」を

参照ください。

実際に支払われる管理経費は、募集時に町が提示した額を上限とし、毎年度の協定締結時においてはじめて確定します。

ただし、燃料費、光熱水費、原材料費において想定を大幅に超えると見込まれる価格の高騰や、災害等による大規模な損害等が発生した場合は、協議の上対応を決定するものとします。

7. 申請資格

- 1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、白鷹町内に事務所もしくは事業所を有するいずれかの団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。
 - (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取り消しを受けたことのある者
 - (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第 92 条の 2、第 142 条（同項を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者
 - (7) 白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項第 7 号（暴力団員等）に該当しない法人等であること。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続きを行っていない法人等であること。
- 2) その他申し込みに関して必要な事項は、町長が別に定める。

8. 申請書等

- 1) 手続条例第 3 条に規定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。
 - (1) 申請書（別記様式第 1 号）
 - (2) 申請資格を有することを証明する書類
 - ア、法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
 - イ、非法人にあっては、団体の代表の身分証明
 - ウ、定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ、申請資格に関する申立書（別記様式第 2 号）
 - オ、国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式第 2 号）
- (3) 条例第 3 条第 1 号に規定する事業計画書（別記様式第 3 号）
- (4) 条例第 3 条第 2 号に規定する収支計画書（別記様式第 4 号）
- (5) 条例第 3 条第 3 号に規定する経営状況説明書類

ア、前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）

イ、前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）

ウ、現事業年度の収支報告書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）

エ、団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ、団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(6) その他町長が必要と認める書類

ア、斎場運営費算出表（別紙）

9. 申請の期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

（土、日、祝祭日及び年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで

10. 申請書の配布及び提出先

白鷹町町民課 くらし環境係

白鷹町大字荒砥甲833番地

電話0238（85）6131

※白鷹町のホームページ（<http://www.town.shirataka.lg.jp/>）から
ダウンロードすることができます。

11. 提出方法 持参すること。

12. 質疑及び回答

(1)質疑方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するかFAX又はe-mailで送信してください。

FAX0238（85）5275

e-mail : cyoumin@so.town.shirataka.yamagata.jp

(2)受付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月26日（月）まで

(3)受付場所

白鷹町役場 町民課 くらし環境係

(4)回答

回答は、質疑の日から10日以内又は令和8年1月19日（月）までにFAXで回答します。

なお、本町において質疑内容が業者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該団体等のみに回答し、それ以外については応募した全団体等に回答します。

13. 選定の方法及び基準

(1)選定方法

白鷹町公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、書類審査及び面接審査を実施し選定します。

(2)面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施します。面接を実施する団

体等には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3)選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に、公平かつ適正に審査し選定します。

- ア、事業計画書の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ、事業計画書の内容が斎場の効用を最大限に發揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基礎を有するものであること。

14. 選定結果

応募された団体等に、令和8年2月末日までに、文書で選定結果を通知します。

15. 指定管理者の指定

指定管理者は町議会の議決を経て指定されます。議会への提案は、令和8年3月議会を予定しています。

16. 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

17. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格になることがあります

- ア. 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき
- イ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ウ. 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- エ. 虚偽の内容が記載されているとき
- オ. その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるとき

18. 指定管理者の指定の取消等

指定管理者について、次のような事態が生じた場合、指定の取消しや一部業務の停止を命ずることがあります。

- ① 管理業務等に関する町長の指示に従わないとき
- ② 募集する際に示した選定基準を満たさなくなつたとき
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理を継続させることが適当でないと認めるとき（法人等の解散、不適切な管理による施設利用の著しい低下、法令又は協定等の違反など）

19. その他

- ア. 提出した書類はお返しできません。
- イ. 提出された書類は必要に応じて複写します。但し、使用は役場内及び選定委員会での検討の際の使用に限ります。
- ウ. 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

問い合わせ先 白鷹町町民課 くらし環境係

電話 0238（85）6131

FAX 0238（85）5275